

令和 8 年度

# 立山町 補助金ガイド

町の補助制度を一挙に紹介！

## 目次

- |       |          |       |         |
|-------|----------|-------|---------|
| P.2 ～ | 出産支援     | P.9 ～ | 健康づくり   |
| P.4 ～ | 子育て      | P.10～ | 交通      |
| P.6 ～ | 進学       | P.11～ | 住宅      |
| P.8 ～ | 高齢者・障がい者 | P.13～ | くらし・その他 |





基礎検査（身長、体重、血圧）に加え、妊娠・出産に影響する疾患について（女性：甲状腺機能や子宮がんリスク検査等、男性：糖代謝、脂質代謝等）の健診費用を助成

**対** 県内でプレ妊活健診費助成を受けておらず、妻の年齢が40歳未満、婚姻後・事実婚成立後3年以内の夫婦

**額** 無料（30,000円相当）

**問** 保健センター  
076-463-0618



## 立山町とやまプレ妊活健診費助成

出産支援

個 団 事 単 制

富山市産後ケア応援室や事業委託先の実施機関等での産後ケア事業の利用料を助成

**対** 産後1年未満（※）で、育児に対して不安や悩みを抱えている母子

**額** 利用内容により異なります。  
詳細はHPをご確認ください。



## 産後ケア事業利用料助成

出産支援

個 団 事 単 制

妊娠届出後および出産予定日の8週間前の日以降に給付金を支給

**対** 妊婦

**額** ・妊娠届出後の妊婦1人につき50,000円  
・出産予定日の8週間前の日以降胎児1人につき50,000円

**問** 保健センター  
076-463-0618



## 妊婦のための支援給付

出産支援

個 団 事 単 制



国が示す標準的な妊婦健診の回数（14回）を超えて行われた健診費用の一部を助成

**対** 多胎妊婦

**額** 健診1回につき最大5,000円（5回まで）

**問** 保健センター  
076-463-0618



## 多胎妊婦健康診査費助成

出産支援

個 団 事 単 制

新生児等に対して初めて実施する聴覚検査（初回検査）費用を助成

**対** 生後6か月以内のお子さん（乳児）

**額** 最大5,000円

**問** 保健センター  
076-463-0618



## 新生児等聴覚検査費助成

出産支援

個 団 事 単 制

### 拡充

出産準備のための支援金を支給

**対** 母子健康手帳の交付を受けている妊婦（転入した妊婦を含む）

**額** 妊娠届出後の妊婦1人につき20,000円

**問** 保健センター  
076-463-0618

※国の重点支援地方交付金活用事業



## 出産準備支援金

出産支援

個 団 事 単 制

妊娠判定に要する初回受診料を助成

**対** 住民税非課税世帯または生活保護受給世帯の妊婦

**額** 最大10,000円

**問** 保健センター  
076-463-0618



## 初回産科受診料支援金

出産支援

個 団 事 単 制

### 新7見

対象者が在宅中に派遣ヘルパーが行う、家事または育児支援サービスに対し、ヘルパーの派遣費用を助成

**対** 母子健康手帳の交付を受けている妊婦および出産後6か月以内の母親またはその配偶者（事実婚を含む）であって、家事または育児の支援を希望する家庭

**額** 1回（2時間以内）につき1,500円  
利用回数5回まで（産前、産後あわせて）

**問** 保健センター  
076-463-0618



## 産前産後ヘルパー派遣費用助成

出産支援

個 団 事 単 制

保険適用となる一般不妊治療費（タイミング法・人工授精）、生殖補助医療（体外受精・顕微授精・男性不妊）の自己負担額の一部を助成

**対** 妻の年齢が43歳未満の夫婦

**額** 1回の治療につき最大15万円、同一年度内3回まで  
（ベッド代や食事代など、治療に関係しない費用は除く）

**問** 保健センター  
076-463-0618



## 不妊治療費助成

出産支援

個 団 事 単 制

不育症の診断にかかる保険適用の検査、へパリンを主とする保険適用の治療について、自己負担額の一部を助成

**対** 不育症の診断にかかる検査および治療を受けた夫婦で、治療日および申請日現在において、町に住民票がある夫婦

**額** 最大30万円（年度あたり）  
（ベッド代や食事代など、治療に関係しない費用は除く）

**問** 保健センター  
076-463-0618



## 不育症治療費助成

出産支援

個 団 事 単 制

## 補助金ガイドの見方



1 制度のカテゴリ 2 制度名

3 制度の性質

個 …申請の主体が個人

団 …申請の主体が自治会（区長）や施設、団体

事 …申請の主体が事業者

単 …国や県の補助がない町独自の制度

制 …所得制限あり

4 制度のHPなど

5 制度概要

6 具体的な補助金額など。Pは電子地域通貨たてぽ（町内加盟店で使える行政ポイント。1P=1円相当）

対 対象（者） 額 補助金額など 所 場所 問 問合せ

7 新規・拡充



## 出産支援

対象者が在宅中に派遣ヘルパーが行う、家事または育児支援サービスに対し、ヘルパーの派遣費用を助成

**対** 母子健康手帳の交付を受けている妊婦および出産後6か月以内の母親またはその配偶者（事実婚を含む）であって、家事または育児の支援を希望する家庭

**額** 1回（2時間以内）につき1,500円  
利用回数5回まで（産前、産後あわせて）

**問** 保健センター  
076-463-0618



## 産前産後ヘルパー派遣費用助成

出産支援

個 団 事 単 制



医療機関（薬局を含む）で支払う医療費のうち、保険診療の自己負担分（一部負担金）を助成（現物給付）

- 対** 年度末現在で18歳までのお子さん
- 額** 費用の全額（ベッド代や食事代など、治療に関係しない費用は除く）
- 問** 住民課医療保険係  
076-462-9956
- ※選定療養に該当する費用は対象外です。



## 医療費助成（こども）

子育て  
個別  
団体  
事業  
単  
制

医療機関（薬局を含む）で支払う医療費のうち、保険診療の自己負担分（一部負担金）を助成（現物給付）

- 対** 次のいずれかに該当する方  
・ひとり親家庭の保護者（父または母）と児童※  
・養育者（祖父母等）と児童※  
・両親のどちらかに一定の障がいがある家庭の保護者（父または母）と児童※  
※児童：年度末現在で18歳までのお子さん
- 額** 費用の全額（ベッド代や食事代など、治療に関係しない費用は除く）
- 問** 住民課医療保険係  
076-462-9956
- ※選定療養に該当する費用は対象外です。



## 医療費助成（ひとり親家庭等）

子育て  
個別  
団体  
事業  
単  
制

医療機関（薬局を含む）で支払う医療費のうち、保険診療の自己負担分を助成（現物給付）

- 対** 妊娠高血圧症候群、糖尿病、貧血、産科出血、心疾患、切迫早産のいずれかの疾病に該当すると医師が診断した妊産婦
- 額** 該当する疾病にかかる保険診療の自己負担分（ベッド代や食事代など、治療に関係しない費用は除く）
- 問** 住民課医療保険係  
076-462-9956
- ※選定療養に該当する費用は対象外です。



## 医療費助成（妊産婦）

子育て  
個別  
団体  
事業  
単  
制

### 新規

ひとり親家庭等に対し、民間の放課後児童クラブの利用料の一部を補助

- 対** ・町内に住所がある方  
・放課後児童クラブを利用する小学校1～6年生までの児童がいる世帯  
・下記の①から④のいずれかに該当する世帯
- ①生活保護受給者  
②児童扶養手当受給者  
③準要保護世帯  
④り災世帯

詳細はお問合せください

**額** 該当児童一人あたり1,500円/月

**問** 教育課生涯学習係 076-462-9982

## 民間の放課後児童クラブ利用料の一部補助（ひとり親家庭等）

子育て  
個別  
団体  
事業  
単  
制

### 新規

保育所等に通っていないお子さんを対象として、保護者の就労要件を問わず月10時間まで保育所等に通えます

**対** 0歳6か月～満3歳未満

**所** ①岩嶺保育所  
②認定こども園むつみ幼稚園



**問** 健康福祉課児童福祉係  
076-462-9955

## こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）

子育て  
個別  
団体  
事業  
単  
制

一時預かり（保護者の仕事や通院などにより、保育できないお子さんを一時的にお預かりする取組）を行っている保育施設へ、補助金を交付

**対** 一時預かりを行う保育施設

**額** 詳細はHPをご確認ください。

**問** 健康福祉課児童福祉係  
076-462-9955



## 保育施設への補助（一時預かり）

子育て  
個別  
団体  
事業  
単  
制

孫守り報奨金（月額）を交付

**対** 就労中の父母に代わり、3か月以上継続して孫（生後6か月から3歳の誕生月まで）を保育している祖父母・曾祖父母

**額** ①同居 ②町内別居 ③町外別居  
【0歳児】①6万円②4万円③2万円  
【1歳児】①4万5千円②3万円③1万5千円  
【2歳児】①2万円②1万円③非該当

**問** 健康福祉課児童福祉係  
076-462-9955



## 孫守り報奨金

子育て  
個別  
団体  
事業  
単  
制

### 拡充

2か月児訪問時（原則）に、たてぽを贈呈

**対** 1歳未満のお子さん（転入したお子さんを含む）

**額** 誕生祝いポイント30,000P付与（令和8年4月生～）

**問** 保健センター  
076-463-0618  
※国の重点支援地方交付金活用事業



## 誕生祝い事業

子育て  
個別  
団体  
事業  
単  
制

### 拡充

インフルエンザ予防接種の費用の一部を助成

**対** 生後6か月～高校生年代の方のうち、令和9年1月末までに県内の協力医療機関で受けた予防接種の費用を助成

**額** ・皮下接種  
1回につき3,000円（生後6か月～小学生2回まで、中学生～高校生1回まで）  
・経鼻接種  
1回につき6,000円（2歳以上1回まで）

**問** 住民課医療保険係  
076-462-9956  
※国の重点支援地方交付金活用事業



## インフルエンザ予防接種費用助成

子育て  
個別  
団体  
事業  
単  
制

児童福祉施設等での日中、休日および夜間の利用料を助成

**対** 身体的・精神的事由などにより、お子さん（小学生まで）の養育が一時的に困難になった家庭

**額** 利用する施設、利用時間などによって異なります。詳細はHPをご確認ください。

**問** 保健センター  
076-463-0618



## 困ったときの預かり事業利用料助成

子育て  
個別  
団体  
事業  
単  
制

病児・病後児保育（病気などで集団保育ができないお子さんを自宅で看病することができない場合に、一時的にお子さんをお預かりする取組）を行っている保育施設へ、補助金を交付

**対** 病児・病後児保育を行う保育施設

**額** 詳細はHPをご確認ください。

**問** 健康福祉課児童福祉係  
076-462-9955



## 保育施設への補助（病児・病後児保育）

子育て  
個別  
団体  
事業  
単  
制

### 新規

第2子の保育料を軽減

**対** 「同一生計の第1子が保育所等を利用していない、同一生計の第2子」の保育料 ※令和8年度から新たに軽減の対象となります。

**額** 第2子の保育料が、第1子の同時入所の有無にかかわらず半額

**問** 健康福祉課児童福祉係  
076-462-9955  
※国の重点支援地方交付金活用事業

詳細はお問合せください

## 第2子保育料軽減事業

子育て  
個別  
団体  
事業  
単  
制

### 拡充

町内小中学校の給食費を一部補助

**対** 町内小中学校に通学する児童生徒（補助金は立山区域学校給食会に交付）

**額** 小学生355円/食  
中学生179円/食

**問** 教育課給食センター業務係  
076-462-0494

※国の重点支援地方交付金活用事業

詳細はお問合せください

## 学校給食費物価高騰対策等補助

子育て  
個別  
団体  
事業  
単  
制

お子さんひとりにつき、電子ポイント（「とみいくデジタルポイント」）を付与

**対** 1歳半を迎えるお子さんを養育する方

**額** とみいくデジタルポイント30,000円分付与  
※1歳半健診時に申請用QRコードをお渡し

**問** 住民課医療保険係  
076-462-9956



## とみいくデジタルポイント

子育て  
個別  
団体  
事業  
単  
制



## 高校または大学等の受験料や模擬試験の受験料の一部を助成

- 対** 申請年度に高校または大学等の入学試験を受験する20歳未満の方で次のいずれかに該当する方
- ① 住民税非課税世帯
  - ② 児童扶養手当受給世帯
  - ③ ①、②と同等の所得水準にあると町長が認めた世帯
- 額** 大学等受験料 最大53,000円  
大学等受験に係る模擬試験受験料 最大8,000円  
高校受験に係る模擬試験受験料 最大6,000円
- 問** 教育課教育政策係 076-462-9981

## 受験等費用補助金

進学

個  
団  
事  
業  
制



## 学校にかかる費用の一部を補助

- 対** 町立学校へ就学しており、次のいずれかに該当する児童・生徒
- ・障がいがある児童・生徒
  - ・特別支援学級に在籍している児童・生徒
- 額** 次のすべての費用について、町で定めた金額の範囲内で補助
- ・学用品
  - ・通学用品費、新入学児童生徒学用品費
  - ・校外学習費、修学旅行費
  - ・体育実技用具費（中学生のみ）
  - ・学校給食費
  - ・オンライン学習通信費
- 問** 教育課学校教育係 076-462-9981

## 特別支援教育就学奨励費補助金

進学

個  
団  
事  
業  
制



## 拡充

### 物価高騰による家計負担増に対する援助

- 対** 町に住民票がある小・中学生で、町の要保護・準要保護児童生徒就学援助費補助金の認定を受けた方
- 額** 35,000円/年
- 問** 教育課学校教育係 076-462-9981
- ※国の重点支援地方交付金活用事業

## 要保護・準要保護児童生徒就学援助費臨時給付金

進学

個  
団  
事  
業  
制



## 学校にかかる費用の一部を援助

- 対** 町に住民票がある小・中学生で、次のいずれかに該当する児童・生徒
- ・生活保護世帯に属する児童・生徒
  - ・生活保護世帯に準ずる程度に経済的に困窮した世帯に属する児童・生徒
  - ・児童扶養手当の支給を受けている世帯に属する児童・生徒
  - ・その他、収入の程度により援助が必要と認められる世帯に属する児童・生徒（前年度の世帯所得による審査有）
- 額** 次のすべての費用について、町で定めた金額の範囲内で援助
- ・学用品、通学用品費、新入学児童生徒学用品費
  - ・校外学習費、修学旅行費
  - ・体育実技用具費、クラブ活動費（中学生のみ）
  - ・学校給食費
  - ・児童生徒会費、PTA会費
  - ・卒業アルバム代
  - ・オンライン学習通信費
- 問** 教育課学校教育係 076-462-9981

## 要保護・準要保護児童生徒就学援助費補助金

進学

個  
団  
事  
業  
制



※準要保護児童分のみ町単独事業

## 教育ローン等返済応援補助金

進学

個  
団  
事  
業  
制



## 就業後に返済する教育資金の一部を補助

- 対** 高校や大学などへの修学に係る教育資金の融資などを受けた方
- 額** ①高校（高等専門学校の1～3年生を含む）、県内の大学、県内の専門学校、県内の高等専門学校（4年生以上）を卒業し就職した場合  
⇒前年度返済額の7割または16.8万円/年のどちらか低い額
- ②県外の大学、県外の専門学校、県外の高等専門学校（4年生以上）を卒業し就職した場合  
⇒前年度返済額の7割または33.6万円/年のどちらか低い額
- 「立山町米百俵基金」にご寄付いただいた企業に就職した場合
- ①のとき前年度返済額の8割または20万円/年
- ②のとき前年度返済額の8割または40万円/年
- 問** 教育課教育政策係 076-462-9981

## 奨学資金を給付

- 対** 次のすべてに該当する方
- ・高校や高等専門学校（1～3年生）に在学している方
  - ・町に住民票がある世帯に属する方
  - ・身体強健かつ品行方正であって、勤勉である方
  - ・経済的理由により修学困難である方
  - ・町税などの滞納がない世帯に属する方
  - ・在学した学校長または在学する学校長の推薦がある方
- 額** 月額10,000円  
※学校の正規の修学期間中
- 問** 教育課教育政策係 076-462-9981
- ※令和8年度の一般募集は終了しました。随時募集や次年度の募集については今後、HPや広報でお知らせします。

## 給付型奨学資金（高校生） 増田道成・フサエ夫妻奨学資金

進学

個  
団  
事  
業  
制



## 奨学資金として年間授業料を給付

- 対** 次のすべてに該当する方
- ・令和8年度に大学（短大・大学院含む）もしくは高等専門学校（4年以上）に在学している方
  - ・町に住民票がある世帯に属する方
  - ・大学などでの高度な研究成果などの実績を有する方。大学1年生の場合は、高校生の時にその実績を有する方
  - ・身体強健かつ品行方正であって、学業成績が優秀である方
  - ・生活保護世帯に準ずる程度に経済的に困窮した世帯に属する方
  - ・町税などの滞納がない世帯に属する方
  - ・在学した学校長または在学する学校長の推薦がある方
- 額** 入学金・年間授業料相当額（150万円以内）を給付  
※正式に奨学生として決定された年度に限る
- 問** 教育課教育政策係 076-462-9981
- ※令和8年度の一般募集は終了しました。随時募集や次年度の募集については今後、HPや広報でお知らせします。

## 給付型奨学資金（大学生） 増田道成・フサエ夫妻奨学資金

進学

個  
団  
事  
業  
制



# 進学



進学

個  
団  
事  
業  
制

## 通学用リュックサックを小学校新入学児童のうち希望者へ無償配布

- 対** 町立小学校へ入学を予定するお子さん
- 額** ランドセルと同程度の機能・耐久性を備えた通学用リュックサック「わんパック」を小学校新入学児童1人につき1つ無償配布（希望者のみ）  
※色とサイズが選べます
- 問** 教育課学校教育係 076-462-9981



進学

個  
団  
事  
業  
制

## 年間利子額（延滞利子を除く）、または年間保証金額の一部を補助

- 対** 町に住民票があり、高校、高等専門学校、大学、短大、専門学校（2年制以上）などに在学中の方またはその家族
- 額** 利子補給額と保証金補給額の合計額で、10万円を限度  
※学校の正規の修学期間分
- 問** 教育課教育政策係 076-462-9981
- ※令和8年度の募集は終了しました。次年度の募集については、今後HPや広報でお知らせします。



## 立山町奨学資金融資にかかる利子・保証金補給金





## 予防接種費用の一部を助成

**対** 50歳以上の方  
※定期接種対象者は除く

**額** 最大 5,000 円  
生ワクチン 1人につき 1回  
組換えワクチン 1人につき 2回

**問** 保健センター  
076-463-0618



## 帯状疱疹任意予防接種費用助成

健康づくり  
個別事業単制

骨髄移植等の医療行為により定期予防接種で得た免疫が低下または消失し、定期予防接種の再接種が必要と医師に判断された方の定期予防接種の再接種費用を助成

**対** 20歳未満の方  
**額** 予防接種にかかった費用の全額または一部を助成  
※抗体検査費や医師意見書作成費等は除く

**問** 保健センター  
076-463-0618



## 骨髄移植患者等定期予防接種ワクチン再接種費用助成

健康づくり  
個別事業単制

特定健康診査・がん検診を受けた方に健康づくりポイントを付与

**対** 40歳以上の方  
**額** たてポ 500 P付与  
※けんしん（健診・検診）の目標受診率達成でたてポ 100P または 300P のボーナスポイントを付与

**問** 保健センター  
076-463-0618



## 健康づくりポイント

健康づくり  
個別事業単制

医療用ウィッグや乳房補正具の購入費用の一部を助成

**対** がん治療を受けた、または現に受けており、がん治療に伴う脱毛や乳房切除により、補正具を購入した方

**額** 乳房補正具 最大 25,000 円  
医療用ウィッグ 最大 40,000 円

**問** 保健センター  
076-463-0618



## がん患者補正具購入費用助成

健康づくり  
個別事業単制

医療機関（薬局を含む）で支払う医療費のうち、保険診療の自己負担分（一部負担金）を助成（現物給付）

**対** 次のいずれかに該当する方  
・65歳未満の重度心身障がい者  
・65歳から69歳の軽度心身障がい者  
・65歳以上の重・中度心身障がい者  
・18歳から64歳で療育手帳Bを交付されている障がい者（償還払い）

**額** 費用の全額または一部  
※助成方法や助成額は障がいの等級などにより大きく異なります。詳細はHPをご確認ください。

**問** 住民課医療保険係  
076-462-9956

※選定療養に該当する費用は対象外です。



## 医療費助成（障がい者）

高齢者・障がい者  
個別事業単制

町内の協力医療機関で受けた予防接種の費用を助成（申請不要）

**対** 次のいずれかに該当する方（対象者には個別通知を実施）  
・令和8年度中に65歳・70歳・75歳・80歳・85歳・90歳・95歳・100歳になる方  
・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障がいがある方（身体障害者手帳1級該当者）

**額** ・生ワクチン 2,700 円で接種可能（1回まで）  
・組換えワクチン 7,300 円で接種可能（2回まで）

**問** 保健センター  
076-463-0618



## 带状疱疹予防接種費用助成（定期接種）

高齢者・障がい者  
個別事業単制



## 健康づくり

町内の協力医療機関で受けた予防接種の費用を助成（申請不要）

**対** 次のいずれかに該当する方（対象者には個別通知を実施）  
・接種期間中に満65歳以上に達している方  
・60歳以上65歳未満であって、心臓、腎臓、呼吸器等の障がいがある方（身体障害者手帳1級該当者）

**額** 1,500 円で接種可能（1回まで）  
※高用量インフルエンザワクチン（75歳以上の希望者を対象に、秋開始予定）については詳細が決まり次第町広報等でお知らせします。

**問** 保健センター  
076-463-0618



## インフルエンザ予防接種費用助成（定期接種）

高齢者・障がい者  
個別事業単制

町内の協力医療機関で受けた予防接種の費用を助成（申請不要）

**対** 次のいずれかに該当する方（対象者には個別通知を実施）  
・接種期間中に満65歳以上に達している方  
・60歳以上65歳未満であって、心臓、腎臓、呼吸器等の障がいがある方（身体障害者手帳1級該当者）

**額** 5,100 円で接種可能（1回まで）

**問** 保健センター  
076-463-0618



## 新型コロナウイルスワクチン予防接種費用助成（定期接種）

高齢者・障がい者  
個別事業単制

町内の協力医療機関で受けた予防接種の費用を助成（申請不要）

**対** 次のいずれかに該当する方（対象者には個別通知を実施）  
・65歳の方  
・60歳以上65歳未満であって、心臓、腎臓、呼吸器等の障がいがある方（身体障害者手帳1級該当者）

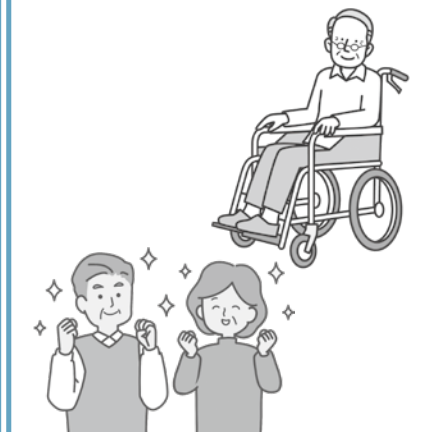
**額** 3,800 円で接種可能（1回まで）

**問** 保健センター  
076-463-0618



## 高齢者肺炎球菌予防接種費用助成（定期接種）

高齢者・障がい者  
個別事業単制



## 高齢者・障がい者

### 新規

補聴器購入費の一部を補助

**対** 次のすべてに該当する方  
①町内在住で1年以上町に住んでいる方  
②購入時に65歳以上の方  
③両耳の聴力レベルが40 dB以上の方  
④聴覚障害者の身体障害者手帳の交付対象でない方  
⑤障害者総合支援法で補聴器交付の対象でない方  
⑥住民税非課税世帯の方  
⑦過去にこの助成を受けていない方  
⑧町税・国民健康保険税等の滞納がない方

**額** 補聴器購入費用の1/2（100円未満切り捨て）  
一人あたりの上限額 40,000 円（片耳、両耳問わず）

**問** 健康福祉課社会福祉係  
076-462-9954

詳細はお問合せください

## 高齢者補聴器購入費用助成

高齢者・障がい者

個別事業単制

弁当配達の一部を補助（安否確認もあわせて実施）

**対** 在宅で調理が困難な高齢者などであり、住民税が非課税の世帯で、次に該当する方  
・65歳以上の1人暮らし高齢者  
・65歳以上の高齢者のみの世帯  
・障がい者であって心身の障がい、傷病などの理由により食事の準備が困難な方

**額** 150 円／食  
※対象事業所が昼に配達する弁当に限り、弁当料金は事業所によって異なります。詳細はHPをご確認ください。

**問** 健康福祉課介護予防係  
076-462-9958



## 配食サービス補助

高齢者・障がい者

個別事業単制



LED、断熱材、二重サッシ・複層ガラス、高効率給湯器などの導入に必要な経費の一部を補助

- 対** 町内の住宅所有者  
**額** 省エネ診断・設計費の23%（最大43万4千円）  
 工事費の23%（最大省エネ基準76万6千円、ZEH基準100万円）  
 ※工事着手（契約）前に申請

**問** 建設課建築住宅係  
076-462-9976



## 住宅の省エネ改修（建替）費補助

住宅

個  
団  
事  
単  
制

一戸建住宅の居住部分に設置する高効率設備の新設費用を補助

- 対** ①3世代同居（親・子・孫）世帯（2km以内近居世帯含む）  
 ②75歳以上高齢者のみ世帯  
 ※①は親世代の居住する住宅  
**額** 高効率給湯器 補助率1/5（たてポ最大10万P）  
 エアコン 補助率1/5（たてポ最大40,000P）など  
 ※②のエアコンは補助率3/10 たてポ最大80,000P  
 ※対象機器の条件あり  
 ※事業年度の2月末日までに申請し、3月末日までに事業完了届を提出する必要があります。

**問** 住民課環境安全係  
076-462-9963

※国の重点支援地方交付金活用事業



## 環境保全型住宅設備等普及促進補助

住宅

個  
団  
事  
単  
制

太陽光発電設備の導入・維持などにかかるリース料を割り引き。初期費用ゼロ、維持管理、メンテナンスの手間が不要

- 対** 築15年以内の戸建住宅  
**額** 70,000円/kw（最大35万円）  
 ※補助金は施工業者に支払われ、補助金分がリース料から割り引きされます。  
 ※リース料が割り引きになる事業者はHPでご確認ください。

**問** 企画政策課まちづくり係  
076-462-9980



## 太陽光発電設備設置補助

住宅

個  
団  
事  
単  
制

タクシーや町営バスでの移動にかかる費用の一部をたてポで助成

- 対** 次のいずれかに該当する方  
 ・75歳以上の免許を持たない方または免許返納者  
 ・18歳以上で、精神障害者保健福祉手帳1、2級をお持ちの方  
 ・18歳以上で、身体障害者手帳（下肢、体幹、視覚）1、2級をお持ちの方

**額** 2,000P/月付与  
 ※偶数月に4,000P（2か月分）付与

**問** 健康福祉課社会福祉係  
076-462-9954



## 交通ポイント

交通

個  
団  
事  
単  
制

外出にかかる費用の一部をたてポで助成

- 対** 次のいずれかに該当する方  
 ・下肢、体幹、視覚で身体障害者手帳1、2級  
 ・精神障害者保健福祉手帳1、2級  
 ・療育手帳A（重度）  
 ※現在在宅で生活されている方のみ対象

**額** たてポ12,000P/年度付与  
 ※10月1日以降の申請の場合は、6,000P付与

**問** 健康福祉課障害福祉係  
076-462-9957



## 障がい者外出支援

交通

個  
団  
事  
単  
制



## 住宅

### 拡充

住宅の取得またはリフォーム費用の一部を補助

- 対** 住宅を取得またはリフォームを行った世帯

**額** たてポ50,000P + 最大280万円加算

**問** 企画政策課まちづくり係  
076-462-9980



## 移住定住促進補助

住宅

個  
団  
事  
単  
制

町営バスの運賃を助成

- 対** 運転経歴証明書を取得した65歳以上の町民  
**額** 町営バス3年間無料定期券（1人1回のみ）

**問** 住民課環境安全係  
076-462-9963



高齡者運転免許自主返納支援  
※9月末廃止予定

交通

個  
団  
事  
単  
制

町営バスのお得な定期券の発行

- 対** 65歳以上の町民または障害者手帳をお持ちの方（身体・療育・精神 ※級は問わず）およびその介護者・保護者

**額** 1,500円/月  
 ※1か月、2か月、3か月、6か月、1年単位で発行可

**問** 住民課環境安全係  
076-462-9963

※町営バスの予約型運行実証事業の開始（R8.10～）に伴い、定期券は定時定路線にのみ利用が可能となります。【芦峯寺線（全便）伊勢屋線（朝2便（平日のみ））北部循環線（朝1便）】



## 町営バス定期券

交通

個  
団  
事  
単  
制

町内区間の地铁バス電車のお得なバスの発行

- 対** 65歳以上の町民  
**額** 電車のみ1,700円/月  
 電車・バス利用2,200円/月

**問** 住民課環境安全係  
076-462-9963



## お気軽バス（地铁電車・バス）

交通

個  
団  
事  
単  
制

骨髄等の提供のための通院、入院および面接の日数に応じ助成金を支給（有給のドナー休暇制度を設けている団体、企業等に属する方を除く）

- 対** 公益財団法人日本骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業において、骨髄等の提供を完了した方または都合により骨髄等の提供を中止したことを証明する書類を交付された方

**額** 骨髄等の提供のための通院、入院および面接1日につき2万円、1回の提供につき最大14万円（7日間）

**問** 保健センター  
076-463-0618



## 骨髄バンクドナー助成

健康づくり

個  
団  
事  
単  
制



## 交通

町営バス、地铁バス、電車などの定期券費用を補助

- 対** 指定の地区から、次の小中学校に通学するお子さん  
 ・立山北部小学校  
 ・立山中央小学校  
 ・雄山中学校

**額** 通学する地区や通学方法により異なります。対象者には直接案内しています。

**問** 教育課学校教育係  
076-462-9981

対象者に直接案内

## 通学費補助

交通

個  
団  
事  
単  
制

沢中山駅～五百石駅間または越中泉駅～榎町駅間のお得なバスの発行

- 対** 町に住民票がある雄山中学校生徒  
**額** 3か月あたり12,300円

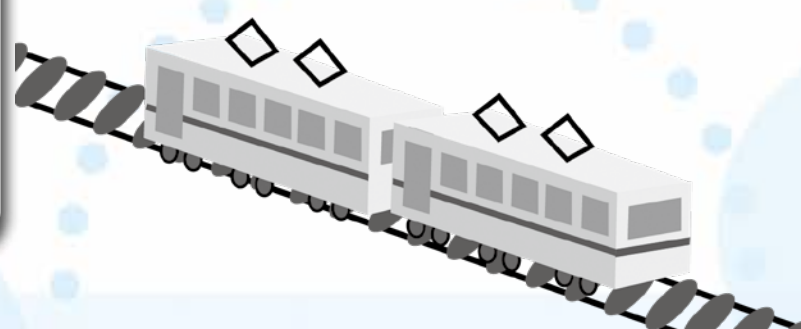
**問** 住民課環境安全係  
076-462-9963



## お気軽バス（雄山中学校生徒向け地铁電車）

交通

個  
団  
事  
単  
制





## 新規

物価高騰の影響を受ける町民への支援

- 対** 令和8年4月1日時点で立山町に住民票を有する平成19年4月1日以前に生まれた方  
※申請期限：10月31日(土)
- 額** たてぽ5,000P/人を付与
- 問** 商工観光課商工労働係  
076-462-9970  
※国の重点支援地方  
交付金活用事業



詳細は  
ここに貼る

物価高騰対策地域経済  
循環地域通貨給付事業

くらし  
個  
団  
事  
業  
制

住居費（新築、購入、リフォーム、賃貸）および引っ越し費用の一部を補助

- 対** 令和8年1月1日から令和9年3月31日までの間に婚姻届を提出し受理された夫婦で、婚姻日時点の年齢が夫婦ともに39歳以下の新婚世帯
- 額** 30万円  
夫婦ともに29歳以下の場合は60万円
- 問** 企画政策課まちづくり係  
076-462-9980



詳細は  
ここに貼る

新婚世帯新生活支援

くらし  
個  
団  
事  
業  
制

500円の事業協力金（募金）をいただいた方に対し、「立山町地域生活支援ポイント券」を発行。地域の方々などから生活支援を受けたときに、支援のお礼として活用

- 対** 次のすべてに該当する世帯  
・町地域防災計画に基づく「避難行動要支援者」のうち「個別避難計画」を作成している方がいる世帯  
・親族等から支援を受けることができない世帯  
・住民票上の住所に、年間を通して生活実態が認められる世帯
- 額** 1枚500ポイント券  
※10枚綴り、同年度内2冊までポイント券の申請可能
- 問** 健康福祉課社会福祉係  
076-462-9954



詳細は  
ここに貼る

地域生活支援ポイント

くらし  
個  
団  
事  
業  
制

耐震改修工事費に要する経費を補助

- 対** 次の要件をすべて満たす住宅  
・木造の一戸建てで、2階建以下のもの  
・昭和56年5月31日以前に着工して建てられたもの  
・在来軸組工法によるもの（柱・梁・筋交いで支える工法）
- 額** 次の耐震改修設計に要する経費の2/3（最大20万円）および同工事に要する経費の4/5（最大100万円）  
・建物全体を改修する工事（lw値1.0以上）  
・1階だけを部分改修する工事（lw値1.0以上）  
・1階の主要居室（居間・寝室等）だけを部分改修する工事（lw値1.5以上）  
＜耐震化に向けた第1段階の改修として＞  
・建物全体を簡易改修する工事（lw値0.7以上）  
※設計・工事着手（契約）前に申請
- 問** 建設課建築住宅係 076-462-9976



詳細は  
ここに貼る

木造住宅耐震改修支援

住宅  
個  
団  
事  
業  
制

耐風診断の結果、告示基準に適合しない瓦屋根において、屋根全面を告示基準に適合させるために行う改修工事費用を補助

- 対** 次の要件をすべて満たす住宅  
・告示基準に適合しない瓦屋根の住宅  
・令和3年12月31日までにふいた瓦屋根の住宅
- 額** 補助額＝経費×0.23  
※経費は屋根面積（㎡）に24,000円を乗じた額  
※補助額の1,000円未満は切り捨て  
※補助額は最大552,000円
- 問** 建設課建築住宅係  
076-462-9976



詳細は  
ここに貼る

屋根耐風改修支援

住宅  
個  
団  
事  
業  
制



## 新規

空き家除却にかかる費用を補助

- 対** 次のいずれかに該当する空き家  
・空き不良住宅（国の不良度測定基準により判定）  
・空き建築物（住宅以外の建物で除却後の跡地を10年以上、地域活性化のために使用するもの）
- 額** 除却工事費の1/2（最大50万円）  
※工事着手（契約）前に申請
- 問** 建設課建築住宅係  
076-462-9976



詳細は  
ここに貼る

空き家除却補助

住宅  
個  
団  
事  
業  
制

空き家に残存する家財の処分費用の一部を補助

- 対** 空き家情報バンクに登録され、成約した空き家の所有者
- 額** 処分費の2/3（最大20万円）
- 問** 企画政策課まちづくり係  
076-462-9980



詳細は  
ここに貼る

空き家の家財処分費補助

住宅  
個  
団  
事  
業  
制

危険ブロック塀等の除却や建替えを補助

- 対** 次の危険ブロック塀等で、避難路に面しているもの  
・補強コンクリートブロック造で、判断基準を満たさないもの  
・組積造で、判断基準を満たさないもの  
・鉄筋コンクリート組立塀で、判断基準を満たさないもの  
※避難路とは、住宅から避難場所へ通じる道路のこと
- 額** ・危険ブロック塀等の除却  
除却工事に要する経費の2/3または96,000円/m×総延長のいずれか小さい額（最大12万円）  
・危険ブロック塀等の建替え  
建替え工事に要する経費の2/3または96,000円/m×総延長のいずれか小さい額（最大18万円）



詳細は  
ここに貼る

木造住宅耐震改修等支援（危険ブロック塀の除却・建替え）

住宅  
個  
団  
事  
業  
制

高効率給湯器の導入・維持などにかかるリース料を割り引き。初期費用ゼロ、維持管理、メンテナンスの手間が不要

- 対** 電気温水器、ガス給湯器、灯油給湯器など設置の戸建住宅
- 額** 設備の導入費用の1/2（最大40万円）
- 問** 企画政策課まちづくり係  
076-462-9980



詳細は  
ここに貼る

高効率給湯器設置支援

住宅  
個  
団  
事  
業  
制

対象設備・機器の購入および当該設備・機器の設置、交換に要する経費を補助

- 対** 薪ストーブまたは木質ペレットストーブを新規購入または更新した方
- 額** 補助率1/5 たてぽ最大60,000P  
※事業年度の3月末日までに事業完了届を提出する必要があります。
- 問** 住民課環境安全係  
076-462-9963



詳細は  
ここに貼る

薪ストーブ等購入補助

住宅  
個  
団  
事  
業  
制

最寄り駅から五百石駅までの通学費を助成

- 対** 町営住宅に入居しており富山地方鉄道で通学している中学生または高校生が同居する世帯
- 額** 指定区間の定期運賃相当額
- 問** 建設課建築住宅係  
076-462-9976



詳細は  
ここに貼る

町営住宅入居者通学費補助

住宅  
個  
団  
事  
業  
制

子育て世帯の家賃を助成

- 対** 町営住宅または特定公共賃貸住宅に入居する子育て世帯
- 額** 家賃の9割分のたてぽ付与
- 問** 企画政策課まちづくり係  
076-462-9980



詳細は  
ここに貼る

町営住宅等子育て世帯  
移住定住支援

住宅  
個  
団  
事  
業  
制



機械（チェーンソー等）・安全装置の購入・レンタルにかかる費用を補助

【対】 自伐林家（自己が所有する山林を管理する方など）、自伐型林業者（個人の林業者。就業予定を含む）

【額】 費用の1/2または1/3（上限あり）  
※レンタルするものの種類によって補助額等が変わります。詳細はHPをご確認ください。

【問】 農林課農村環境係  
076-462-9974



詳細は  
お問い合わせ  
ください

## 森林整備用機械・安全装置の費用補助

くらし

個 団 事 単 制

有害鳥獣対策電気柵等の設置にかかる費用を補助

【対】 町内の農業者または農業者団体  
要件①鳥獣侵入防止施設を設置しようとする農地等に受益戸数が2戸以上あること。  
②生産された農産物について、出荷または販売を行っていること。  
③補助事業を受けて設置した鳥獣侵入防止施設については、償却期間中、補助事業者が使用管理を行うこと。

【額】 設置経費の1/2（最大80,000円）

【問】 農林課農村環境係  
076-462-9974

詳細は  
お問い合わせ  
ください

## 有害鳥獣対策電気柵等の設置費用補助

くらし

個 団 事 単 制

有害鳥獣の捕獲に対し報奨金を支給

【対】 立山町鳥獣被害対策実施隊（町から捕獲許可を受けた方）

【額】 イノシシ・ニホンザル・ニホンジカを捕獲した際の報奨金  
※報奨金額は獣種によって異なります。

【問】 農林課農村環境係  
076-462-9974

詳細は  
お問い合わせ  
ください

## 有害鳥獣捕獲処理費

くらし

個 団 事 単 制

自治会、振興会などが町道などへ散布する除草剤の支給

【対】 自治会、振興会など

【額】 除草剤（最大10万円分）

【問】 建設課土木施設維持係  
076-462-9978



詳細は  
お問い合わせ  
ください

## 道路等へ散布する除草剤支給

くらし

個 団 事 単 制

自治会、振興会などが町道側溝などを清掃する際に使用する蓋上げ機の貸出し

【対】 自治会、振興会など

【額】 無料

【問】 建設課土木施設維持係  
076-462-9978



詳細は  
お問い合わせ  
ください

## 側溝蓋上げ機の貸出し

くらし

個 団 事 単 制

自治会、振興会などが町道などの整備に使用する原材料の支給

【対】 自治会、振興会など

【額】 コンクリート構造物・砂利・砕石などの原材料（最大10万円分）

【問】 建設課土木施設維持係  
076-462-9978



詳細は  
お問い合わせ  
ください

## 道路等を整備する原材料支給

くらし

個 団 事 単 制

放任果樹などの伐採にかかる費用を補助

【対】 地域協議会・町内会・自治会などの地縁団体

【額】 伐採などに要する費用の1/2（放任果樹1本あたり最大7,500円）

【問】 農林課農村環境係  
076-462-9974



詳細は  
お問い合わせ  
ください

## 放任果樹等伐採事業補助

くらし

個 団 事 単 制

地区から回収したリサイクル対象品について回収量に応じて各地区の環境保健衛生協会支部に報奨金を支給

【対】 自治会

【額】 アルミ缶 100円/kg  
スチール缶 10円/kg  
ビール瓶 5円/本  
白ビン 1円/kg  
茶ビン 1円/kg  
ペットボトル 10円/kg

【問】 住民課環境安全係  
076-462-9963



詳細は  
お問い合わせ  
ください

## リサイクル報奨金

くらし

個 団 事 単 制

8ワット程度のLEDの防犯灯設置にかかる費用を補助

【対】 自治会

【額】 ・電柱などに付けた場合 補助率1/2（最大11,000円）  
・鋼管ポール型の場合 補助率1/2（最大70,000円）

【問】 住民課環境安全係  
076-462-9963



詳細は  
お問い合わせ  
ください

## 防犯灯設置補助

くらし

個 団 事 単 制

警察などによる地域防犯設備の設置実績がある、また、犯罪多発地域に新設する防犯カメラなど（機器、看板）、専用柱設置費用の一部を補助

【対】 自治会、その他の団体

【額】 ・防犯カメラなど（2台以内）  
補助率1/2（最大10万円/台）  
・専用柱（2本以内）  
補助率1/2（最大10万円/本）

【問】 住民課環境安全係  
076-462-9963



詳細は  
お問い合わせ  
ください

## 防犯カメラ設置費補助

くらし

個 団 事 単 制

持込量に応じてたてポを付与

【対】 町環境センターに剪定枝（竹を含む）を持ち込んだ方にポイント引換券をお渡し  
※引換券は1か月以内に住民課に提出

【額】 1kgあたりたてポ4P

【問】 住民課環境安全係  
076-462-9963



詳細は  
お問い合わせ  
ください

## 剪定枝（竹を含む）処分

くらし

個 団 事 単 制

除草用噴霧器を無料で貸出し

【対】 自治会、振興会など

【額】 除草用噴霧器を無料貸出し

【問】 立山町環境保健衛生協会  
076-463-6612



詳細は  
お問い合わせ  
ください

## 除草用噴霧器の貸出し

くらし

個 団 事 単 制

屋根の雪下ろしおよび住宅周辺の除雪作業に要する経費の一部を助成

【対】 高齢者、障がいのある方のみ等で構成された世帯等

【額】 最大20,000円/回  
※同冬期間につき3回まで

【問】 健康福祉課社会福祉係  
076-462-9954



詳細は  
お問い合わせ  
ください

## 除雪費支援

くらし

個 団 事 単 制

ごみ収集箱などの購入にかかる費用の一部を補助

【対】 自治会

【額】 ステンレス製（容器式）最大20万円  
※補助率や補助額はごみ集積箱の種類により異なります。

【問】 住民課環境安全係  
076-462-9963



詳細は  
お問い合わせ  
ください

## ごみ収集箱購入等補助

くらし

個 団 事 単 制



農業経営の改善のため、農業制度資金（農業経営基盤強化資金・農業近代化資金）の融資を受ける認定農業者等を対象に、償還利子の一部を助成

対 認定農業者等

額 ・ 利子助成率：1.0% 以内（ただし、利子助成後の末端金利の下限を 0.2% とする）  
・ 利子助成期間：償還終了までまたは 5 年間  
※ 毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの期間に対象資金について支払った利子（延滞利子を除く）

問 農林課農政係  
076-462-9973

詳細は  
お問合せ  
ください

## 農業資金借り入れに係る利子助成

くらし

個 団 事 単 制

無人航空機（ドローン）技能認証取得に要する費用を補助

対 認定農業者、認定新規就農者または地域計画に位置付けられている方  
※ 1 補助対象者につき当該年度あたり 1 人を限度とする。  
※ 国・県が行う同様の補助事業を受けていないことが条件

額 費用の 3/10（最大 75,000 円）

問 農林課農政係  
076-462-9973



詳細は  
お問合せ  
ください

## 立山町スマート農業推進事業補助金

くらし

個 団 事 単 制

農業経営の規模拡大及び営農効率化に資する農業用機械・施設の導入費用を補助

対 農業経営の規模拡大および営農効率化に資する農業用機械・施設の導入費用を補助する。  
※ 既存機械の同型更新は不可  
※ 農業用機械・施設の能力向上とそれによる成果目標の設定が必要

額 導入費用の 3/10（補助上限額：個人 1,500 万円、法人 3,000 万円）など  
※ 国の補助メニューにより、要件等が異なるため、事前にご相談ください

問 農林課農政係  
076-462-9973

詳細は  
お問合せ  
ください

## 農業用機械・施設の導入補助

くらし

個 団 事 単 制

購入費用の一部を補助

対 乾燥型生ごみ処理機購入者  
微生物型生ごみ処理機購入者

額 たてポ最大 40,000P（補助率 1/2）

問 住民課環境安全係  
076-462-9963



詳細は

## 生ごみ処理機購入補助

くらし

個 団 事 単 制

認証農産品購入キャンペーン期間中、町内の直売所・インショップ等で認証シール付きの農産品を購入し応募用紙にシールを貼って応募された方にたてポを付与  
（キャンペーンは 7 月と 10 月頃を予定：抽選で町特産品を贈呈）

対 認証農産品購入キャンペーンに応募された方

額 応募用紙 1 枚（シール 10 枚貼付）につき、たてポ 100 P を付与  
※ たてポカードを所有し、カードナンバーを記載された方のみ

問 農林課農政係  
076-462-9973

詳細は  
町広報に  
て告知

## 町産の認証農産品の購入ポイント

くらし

個 団 事 単 制

対象品目の新規作付け（20a 以上）を達成できる法人などに対し、機械レンタル代、資材費などを補助

対 生産出荷組織、法人、認定農業者、認定新規就農者

額 費用の 1/2（最大 30 万円）

問 農林課農政係  
076-462-9973

詳細は  
お問合せ  
ください

## リーディング経営体ステップアップ加速化事業費補助金

くらし

個 団 事 単 制

児童遊園施設の新設、更新、修繕、撤去にかかる費用を補助

対 自治会など

額 費用の 3/4（最大 40 万円）

問 健康福祉課児童福祉係  
076-462-9955



詳細は

## 児童遊園施設整備費補助

くらし

個 団 事 単 制

老人クラブ会員 10 名以上でよしみねゆ〜ランドとよしみねハイツを団体利用する際に、入浴料と休憩室利用料を助成

対 町単位老人クラブ

額 入浴料（年 1 回）200 円 / 人  
休憩室利用料（年 1 回）  
7,200 円 / クラブ

問 健康福祉課社会福祉係  
076-462-9954



詳細は

## 老人クラブふれあい入浴事業

くらし

個 団 事 単 制

就労継続等のための支援金を支給（令和 11 年 3 月末まで）

対 町内保育所（園）に勤務している保育士

額 町内に住民票がある方 7,000 円 / 月  
町外に住民票がある方 5,000 円 / 月  
新規採用保育士 30,000 円 / 月

問 健康福祉課児童福祉係  
076-462-9955

町から  
対象施設に  
直接連絡  
しています

## 保育士等就労継続支援金・就労助成金

くらし

個 団 事 単 制

全国大会出場にかかる費用を補助

対 町に住民票がある方で、県・北信越大会などの予選または県選抜により全国大会などの出場が決定した監督もしくは選手が属する団体または個人

額 ① 県内大会 ② 県外大会  
【個人】  
大人（大学生以上）  
① 3,000 円 ② 5,000 円  
高校生以下  
① 5,000 円 ② 10,000 円  
海外大会 30,000 円  
【団体（10 人以上。1 団体につき）】  
大人（大学生以上）  
① 30,000 円 ② 50,000 円  
高校生以下  
① 50,000 円 ② 10 万円

問 教育課文化体育係  
076-462-9983



詳細は

## 文化・スポーツ全国大会出場費補助金

くらし

個 団 事 単 制

売上げの一部をたてポで還元

対 出品者  
額 売上金額の 50% を出品者へたてポで還元。  
※ ふくフリとは、制服、文房具などの学用品や日用品など、各家庭で不要となったものを出品し、必要な世帯へ安価で提供するしくみ。12 月中旬開催予定。  
※ 50% は寄付（募金）

問 健康福祉課社会福祉係  
076-462-9954



詳細は  
お問合せ  
ください

## 福祉のフリーマーケット（ふくフリ）

くらし

個 団 事 単 制



## 拡充

防災士養成研修の受講にかかる費用を補助

**対** 防災士を養成するための研修を受講する方（市町村推薦受講者）

**額** 10,800 円

**問** 総務課行政係  
076-462-9965

※町防災士連絡協議会（令和8年設立予定）の加入等が条件



詳細は

## 防災士養成支援

その他  
個人  
団体  
事業  
単  
制

指定の活動にかかる費用の一部を補助

**対** 自主防災組織

**額** ・自主防災組織資機材整備事業 最大 30 万円  
（活動強化計画策定の場合 最大 60 万円）  
・自主防災組織研修・訓練等促進事業 最大 20 万円  
・地区防災計画策定促進事業 最大 20 万円

**問** 総務課行政係  
076-462-9965



詳細は

## 地域防災力向上支援

その他  
個人  
団体  
事業  
単  
制

自主防災組織の活動に必要な資材費用を補助

**対** 自主防災組織

**額** 30 ～ 200 万円  
※令和8年度の申請対象は、令和9年度に実施する資材整備です。募集については、今後、HPでお知らせします。  
※令和8年度分の受付は、昨年度に終了しました。  
※補助額は活動内容により異なります。詳細は町HPをご確認ください。

**問** 総務課行政係  
076-462-9965



詳細は

## 自主防災組織が行う被害防止活動・軽減活動に必要な資材等整備に対する補助

その他  
個人  
団体  
事業  
単  
制

対象金融機関から融資を受けている町内事業者に利子補給金を支給

**対** 設備の取得・改善を目的として対象金融機関から融資を受けている町内事業者

**額** 前年度1月1日から当該年度12月31日までの間に金融機関へ支払った約定利子×2.0%（融資利率が2.0%未満の場合は、その利率）÷融資利率  
※最大 20 万円  
※融資実行日から2年間

**問** 商工観光課商工労働係  
076-462-9970



詳細は

## 商工業振興資金利子補給金

その他  
個人  
団体  
事業  
単  
制

退職金共済掛金（1年間分）の一部を補助

**対** 次のすべてに該当する町内事業者  
・中小企業退職金共済制度または特定退職金共済制度に加入している  
・新規に被共済者となった従業員がおり、その従業員の1年間の掛金を納付している

**額** 被共済者ごとの掛金年額の20%（1人あたり最大4,800円）

**問** 商工観光課商工労働係  
076-462-9970



詳細は

## 中小企業退職金共済等加入促進補助金

その他  
個人  
団体  
事業  
単  
制

早期就職支援のための奨励金を交付

**対** 次のすべてに該当する方  
・35歳から65歳までの離職者または転職しようとする方  
・公立の職業訓練校に入校し、所定の課程を修了した方  
・町内に引き続き2年以上居住している方  
・町税等の滞納がない方

**額** 受講期間3か月以上6か月未満10,000円  
受講期間6か月以上15,000円

**問** 商工観光課商工労働係  
076-462-9970



詳細は

## 中高年齢離職者等技能再訓練奨励金

その他  
個人  
団体  
事業  
単  
制

## 新規

一定の要件を満たす省エネ機器や省力化につながるソフトウェアの導入に要する経費の一部を補助

**対** 町内に事業所等を有する小規模事業者  
※申請期限：12月28日（月）

**額** 費用の1/2（最大20万円）

**問** 商工観光課商工労働係  
076-462-9970  
※国の重点支援地方  
交付金活用事業



詳細は

## 小規模事業者省エネ・省力化推進事業補助金

その他  
個人  
団体  
事業  
単  
制

改修工事、備品購入に要する経費の一部を補助

**対** 空き店舗などを賃借し、新たに出店しようとする方や団体

**額** 費用の1/3  
・居住誘導区域 最大120万円  
・地域生活振興拠点区域 最大100万円

**問** 商工観光課商工労働係  
076-462-9970



詳細は

## 空き店舗等出店支援

その他  
個人  
団体  
事業  
単  
制

転入した従業員数に応じて奨励金を支給

**対** 企業立地に関する助成制度を利用した企業で、工場等の新設または増設に伴い、操業開始前1年以内または操業開始後10年以内に町内に転入した従業員がいる企業  
※その他条件あり

**額** 転入した従業員数×10万円  
**問** 商工観光課企業立地係  
076-462-9970



詳細は

## 従業員転入促進奨励事業

その他  
個人  
団体  
事業  
単  
制

企業立地に関する助成制度を利用した企業の従業員で、町内に転入した方に奨励金を支給

**対** 企業立地に関する助成制度を利用した企業の従業員で、工場等の新設または増設に伴い、操業開始前1年以内または操業開始後10年以内に町内に転入した方  
※その他条件あり

**額** 20万円（1人1回限り）  
**問** 商工観光課企業立地係  
076-462-9970



詳細は

## 従業員転入応援奨励事業

その他  
個人  
団体  
事業  
単  
制

## 新規

農地・農業用施設の改良や補修にかかる費用を補助

**対** 自治会、農業者団体、土地改良区等

**額** 用排水路 補助率40%  
暗渠排水、客土、農道 補助率20%  
※上限あり。100万円を超える案件は、あらかじめご相談ください。

**問** 農林課農地林務係  
076-464-0092

詳細はお問合せください

## 農地・農業用施設の改良や補修に要する費用補助

くらし  
個人  
団体  
事業  
単  
制

小規模な農地・農業用施設の災害復旧にかかる費用を補助

**対** 自治会、農業者団体、土地改良区等

**額** 農業用施設 補助率60%  
農地（田畑）補助率50%  
※上限あり。40万円を超える案件は、あらかじめご相談ください。

**問** 農林課農地林務係  
076-464-0092

詳細はお問合せください

## 小規模な農地・農業用施設の災害復旧に要する費用補助

くらし  
個人  
団体  
事業  
単  
制

マル経融資を受けている町内事業者に利子補給金を支給

**対** 立山舟橋商工会から推薦を受け、マル経融資（小規模事業者経営改善資金）を受けている町内事業者

**額** 前年度1月1日から当該年度12月31日までの間に日本政策金融公庫へ支払った約定利子×1/2  
※融資実行日から1年間

**問** 商工観光課商工労働係  
076-462-9970



詳細は

## 小規模事業者経営改善資金利子補給金

その他  
個人  
団体  
事業  
単  
制

地域の力が向上する活動または町の活力が増進する活動に対して一部補助

**対** 地区および自治会  
地域団体 NPO、ボランティア団体、各種協議会、商工会など

**額** 最大20万円  
**問** 企画政策課まちづくり係  
076-462-9980



詳細は

## 地域づくり支援

くらし  
個人  
団体  
事業  
単  
制



令和8年度 立山町補助金ガイド  
発行 令和8年7月1日  
編集 企画政策課企画広報係 (076-462-9968)

表紙写真「弥陀ヶ原高原・ガキ田」